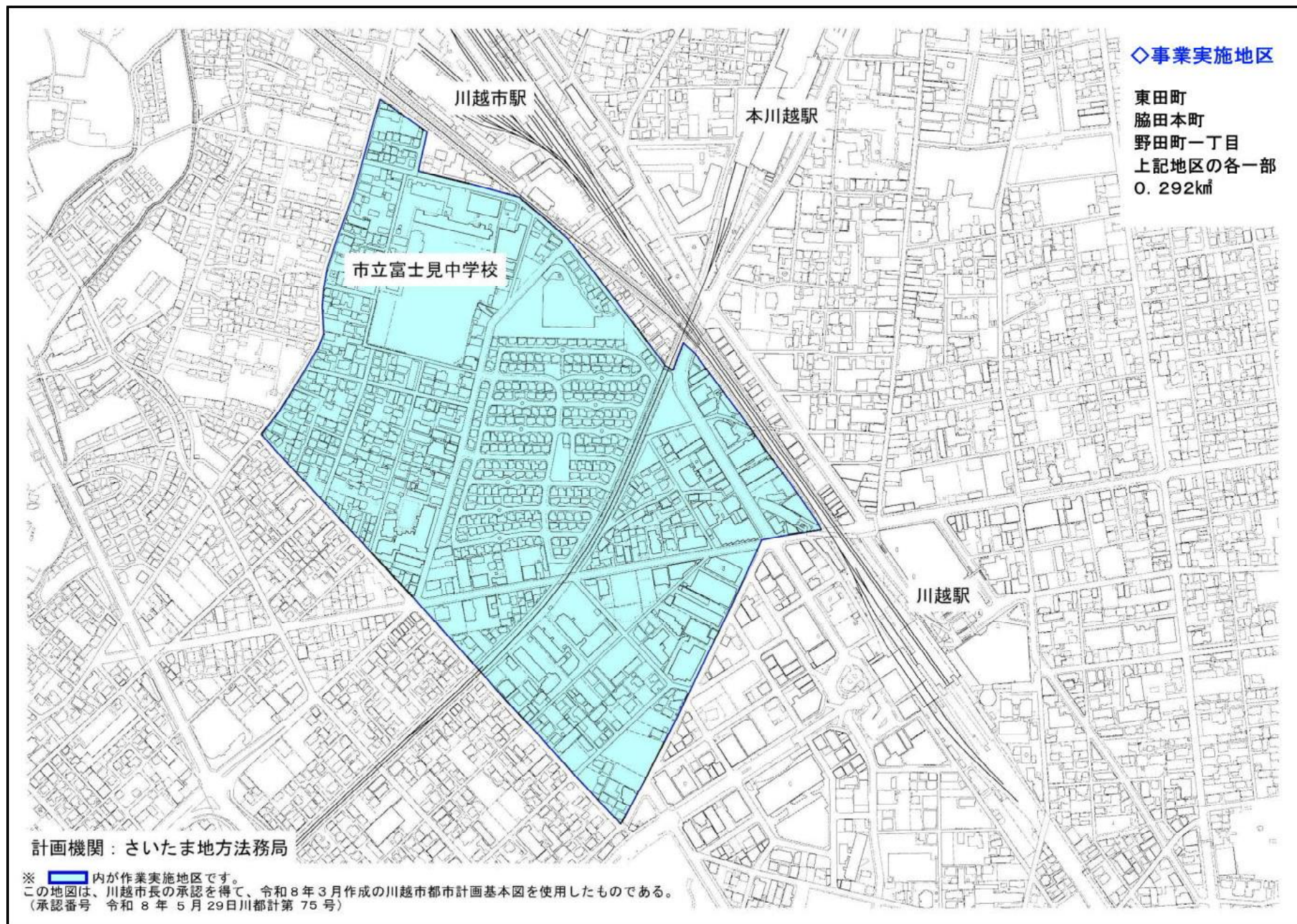


法務局地図作成事業について（お知らせ）

R8. 7

さいたま地方法務局では、川越市東田町の一部ほか地区におきまして、登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することといたしました。

つきましては、本事業にご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。



◇ 登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）とは

法務局で管理している土地の登記記録には、一筆の土地ごとに所在、地番、地目、地積等が記録されていますが、その土地の位置（公道との接道状況など）や区画（形）などは、登記記録では明らかにすることはできません。

そこで、現地と登記記録を結びつける役割を果たすのが「地図」です。

不動産登記法第14条第1項では、公共基準点に基づき、各土地の筆界（隣接する土地との境界）を測量した精度の高い地図を法務局に備え付けることとしています。

しかし、現実にはそのような精度の高い地図の備え付けが十分でないため、法務省では毎年この不動産登記法第14条第1項に定められた新しい地図の作成事業を実施しています。

※事業の概要については、動画を掲載していますので、こちらも併せてご視聴ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=xhYSQPvC-fU>



◇ 地図作成のメリット

- 1 土地の筆界が確定されることから筆界の紛争を未然に防止することができ、安全で円滑な土地取引を行うことができます。
- 2 災害等により土地の位置や区画が不明確となっても筆界を復元することが可能となり、迅速な復興が期待できます。
- 3 境界標が亡失した場合でも正確に復元することができます。

◇ 作業期間等

作業期間 令和8年8月から令和10年3月まで

計画機関 さいたま地方法務局

作業機関 公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会

◇ 地図作成事業の流れ

1 所有者説明会(令和8年10月～11月)

地図作成事業実施地区内の土地所有者の皆様を対象に事業に関する説明会を開催します。ご案内通知を開催日の2週間前までに土地所有者の方へ郵送いたします。

2 基準点設置作業(令和8年9月～12月)

地図を作成する上での骨組みとなる大切な作業です。
後に行う現況測量・一筆地測量の基礎となる基準点を設置します。

3 現地事前調査・筆界点調査・現況測量(令和8年10月～令和9年5月)

現地の境界標等の状況を調査し、基準点に基づき現況測量を行います。
なお、作業員がお声掛けの上、敷地内に立ち入らせていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

4 一筆地調査(令和9年5月中旬～8月)

(1) 事前調査・筆界点調査及び現況測量の結果を基に、登記情報、地積測量図及び公図等との照合審査を行い、全ての土地について、所有者の方の立会いをいただき、筆界の確認と登記官における筆界認定を行います。

(2) 立会日の2週間前までに、所有者の方へ立会日時を記載した立会依頼書を郵送いたします。

(3) 確認された筆界点には、所有者の方の同意を得て永続性のある境界標(金属プレート)を設置します。

※ 一筆地調査は、この事業のなかで最も重要な工程ですので、立会い及び筆界確認にご協力いただきますようお願いいたします。

5 一筆地測量(筆界点確定測量)(令和9年6月～10月)

一筆地調査で確認された筆界点の測量を行います。

6 縦覧(令和9年12月頃)

縦覧会場において、地図作成の成果(登記記録に記載される事項及び求積図面)を確認していただきます。開催日の2週間前までに、所有者の方へご案内通知を郵送いたします。

7 登記(令和10年2月～)

事業の成果に基づき、登記官が職権で地目・地積の変更・更正登記等を行い、新しい地図と各土地の「地積測量図」を備え付けます。

◇ お問合せ・連絡先

〒350-0046

川越市菅原町23番地11 菅原町ビル5階

さいたま地方法務局地図作成事業現地事務所

TEL:049-298-4878 FAX:049-298-4848

※ 電話番号のお掛け間違いにはご注意ください。開設時間は月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。

土曜日、日曜日、国民の祝日等の休日、年末年始期間(12月29日から1月3日)を除きます。

上記連絡先につながらない場合には、下記までお問合せください。

(計画機関)さいたま地方法務局 不動産登記部門地図整備室

TEL:048-851-1000(代表)

※自動音声でご案内しますので、ガイダンスに従い、「2番」及び「4番」を選択してください。

基準点



作業員の服装



境界標(金属プレート)

